

G 高齢者・障がい者、介護に関すること その1

●「もしかして虐待？」と思ったら・・・

「高齢者虐待」

「家族」等からの虐待の場合

⇒ 2階27番窓口(高齢者・障がい者) TEL:06(4809)9855 FAX:06(6327)2840

「施設・事業所の職員」からの虐待の場合

⇒ 福祉局高齢者施策部介護保険課(指定・指導グループ) TEL:06(6241)6310 FAX:06(6241)6608

「障がい者虐待」

「家族」等からの虐待の場合

⇒ 2階27番窓口(高齢者・障がい者) TEL:06(4809)9845 FAX:06(6327)2840

「施設・事業所の職員」からの虐待の場合

⇒ 福祉局障がい者施策部障がい福祉課 TEL:06(6208)8075 FAX:06(6202)6962

「雇用主」又は「上司」等からの虐待の場合

⇒ 福祉局生活福祉部地域福祉課(相談支援グループ) TEL:06(6208)8086 FAX:06(6202)0990

※区役所・保健福祉センターや地域の相談支援窓口が閉まっている休日・夜間の時間帯に、高齢者や障がいのある方を対象とした電話相談窓口を開設しています。

⇒ 休日夜間福祉電話相談 TEL:06(4392)8181 FAX:06(4392)8215

●成年後見制度の相談窓口

⇒ 大阪市成年後見支援センター TEL:06(4392)8282 FAX:06(4392)8900

65歳以上の方の相談窓口

⇒「G 高齢者・障がい者、介護に関すること その3」の「地域包括支援センターと総合相談窓口(ランチ)」欄をご参照ください。

知的障がいのある方の相談窓口

⇒ 東淀川区障がい者基幹相談支援センター TEL:06(6325)9992 FAX:06(4307)3673

精神障がいのある方の相談窓口

⇒ こころの相談室リーフ TEL:06(6815)8975 FAX:06(6815)8976

・身寄りがない方などでご本人や家族が成年後見を申立てできない場合

⇒2階27番窓口(高齢者・障がい者) TEL:06(4809)9845
TEL:06(4809)9855 FAX:06(6327)2840

●介護用品の給付を受けたい場合

⇒2階27番窓口(高齢者・障がい者)

※給付要件がありますので、担当までお問合せください。

TEL:06(4809)9855 FAX:06(6327)2840

●障がい基礎年金の受給について

⇒1階6番窓口(保険年金)

※受給要件がありますので、担当までお問合せください。

TEL:06(4809)9956 FAX:06(6327)1920

●介護保険サービス等に関する相談

⇒ おおさか介護サービス相談センター TEL:06(6766)3800 FAX:06(6766)3822

G 高齢者・障がい者、介護に関すること その2

区社協

東淀川区社会福祉協議会 見守り相談室 TEL:06(6160)0311

要介護者を支援

【機能1】

要介護者名簿にかかる同意確認・名簿整理

地域の方による見守り活動や災害時の避難支援のための情報提供についての同意書を郵送します。同意いただいた名簿を地域へ提供します。

※対象者は、要介護3以上の方、身体障がい、知的障がい、精神障がいの方等です

【機能2】

見守り支援ワーカーによる孤立世帯への専門的対応

孤立死リスクの高い世帯(介護・福祉サービスを受けていない独居高齢者など)等に対して、粘り強く訪問し、信頼関係を構築。地域での見守りや適切なサービスにつなぎます。

【機能3】

認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

徘徊のおそれのある認知症高齢者等の写真や身体的特徴を事前に登録いただくことで、実際に行方不明届が出されたり、発見依頼があった場合に、地域の協力者(*)等にメール等で情報発信します。

(*)認知症高齢者等が行方不明になられたとき、早期発見いただける方の事前登録を募集しています。

区社協

東淀川区社会福祉協議会 ほほえみオレンジチーム TEL:06(7730)0002

認知症の人を支援

ほほえみオレンジチームは、認知症のサポート医と医療・介護の専門職員で構成されています。

対象となる方のご家庭を訪問し、アセスメントを実施するなどして、医療や介護につなげるための初期支援を集中的に行います。対象となる方は、40歳以上で、区内で在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる方又は認知症の方で次のいずれかに該当する方です。

●医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で以下のいずれかに該当する方

- 1 認知症疾患の臨床診断を受けていない方
- 2 継続的な医療サービスを受けていない方
- 3 適切な介護サービスに結び付いていない方
- 4 介護サービスが中断している方

●医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している方

区社協

東淀川区社会福祉協議会 あんしんさぽーと TEL:06(6370)7221

自立生活を支援

認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な方を対象に、次のような事業内容で実施しています。※契約時に意思確認ができる方が対象となります。

●福祉サービス等の利用援助

サービス情報の提供・相談・手続きの支援・契約の立会いなどを行います。

●金銭管理サービス

預貯金の出し入れ・家賃や医療費などの支払い手続きを代行します。

●預かりサービス

預貯金通帳・有価証券・証書などの紛失や盗難を防止します。

※サービス利用料等については、お問合せください。

区社協

東淀川区社会福祉協議会 車いす対応自動車、車いすの貸出 TEL:06(6370)1630

●車いす対応自動車の貸出(無料)

外出の難しい高齢者や障がい者の方を対象に無料で貸出しています。

運転手がない場合は、ボランティアを可能な限りご紹介します。

●車いすの貸出(無料)

突然のケガなど、緊急に車いすが必要となった場合に、無料で貸出しています。

※利用方法等については、お問い合わせください。

G 高齢者・障がい者、介護に関すること その3

地域包括支援センターと 総合相談窓口(ランチ)

地域包括支援センターは、福祉の身近な相談窓口です。相談対象は、65歳以上の高齢者とそのご家族です。相談は無料です。

また、高齢者虐待に関する通報・届出の受理を行います。

区内に4か所の地域包括支援センター、地域包括支援センター、4か所の総合相談窓口(ランチ総合相談窓口(ランチ))があります。ランチは地域包括支援センターと連携しており、概ね中学校区に1か所設置しています。

地域包括支援センターとランチは、担当する地域が決まっています。

大桐・大道南・豊里・豊里南・豊新地域

●東淀川区地域包括支援センター(ほほえみ)

TEL:06(6370)7190 FAX:06(6370)7114

■大桐ランチ(おおぎり)

TEL:06(6326)8161 FAX:06(6326)8631

東井高野・井高野・大隅西・大隅東・小松地域

●東淀川区北部地域包括支援センター(なかよし)

TEL:06(6349)5001 FAX:06(6349)5002

東淡路・淡路・西淡路・啓発地域

●東淀川区南西部地域包括支援センター(ひだまり)

TEL:06(6326)4440 FAX:06(6326)4445

■淡路ランチ(ひざし)

TEL:06(6325)6332 FAX:06(6325)5850

■柴島ランチ(ペラム)

TEL:06(6325)3347 FAX:06(6325)5222

■南方ランチ(さわやか)

TEL:06(6321)1001 FAX:06(6321)0998

下新庄・新庄・菅原地域

●東淀川区中部包括支援センター(びはーら)

TEL:06(6325)6915 FAX:06(6325)6922

東淀川区障がい者 基幹相談支援センター 「Flat・きた」

障がいのある方やその家族からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、障がいのある方によるカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援します。

また、障がい者虐待に関する通報・届出の受理や、障がいを理由とする差別に関する相談に応じます。

「Flat・きた」

TEL:06(6325)9992

FAX:06(4307)3673

地域活動支援センター (生活支援型) 「こころの相談室リーフ」

主として精神障がいのある方に対して、精神保健福祉士等の専門相談員、指導員等による福祉サービスの利用援助や相談支援事業を実施することにより、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域生活を支援します。

障がいを理由とする差別に関する相談に応じます。

また通所により、創作的活動等の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行います。

「こころの相談室 リーフ」

TEL:06(6815)8975

FAX:06(6815)8976